

SOTETSU FRÉSA INN ソウル明洞

THE SPLAISIR

宿泊約款

韓国ホテルのみ適用となります。

ホテルの公共性とお客様の安全かつ快適なご宿泊を確保するため、下記の規則をお守りいただくことになっております。この規則をお守りいただけないときは、ご宿泊のご継続および館内施設のご利用をお断りさせていただくこともあります。また、館内の設備・備品等を破損した場合は費用をご負担いただく場合がございます。

記

1. 客室内では暖房機、炊事用などの火器及び貸出品以外の電気用品をご使用にならないでください。
2. 当ホテルは全客室を禁煙と定めておりますので、客室内での喫煙はご遠慮ください。
3. ホテルの許可なく客室の状態を変更したり、備品等を移動させたりしないでください。
4. ホテルの事前許可なく客室を宿泊以外の展示会又は営業などの目的にご使用にならないでください。
5. 他のお客様に迷惑のかかるような大声、暴言、賭博、風紀を乱すような行為はなさないでください。
6. ホテルの事前の許可なく広告物の配布、宣伝行為、物品の販売などをなさないでください。
7. ホテル内に下記の物品をお持ち込みにならないでください。
 - ・ 動物等その他ペット類一般
 - ・ 発火及び引火性のもの
 - ・ 悪臭を発するもの
 - ・ 法により所持を許可されていない鉄砲・万剣類
8. お忘れ物は3ヶ月間保管いたします。
9. ご宿泊金はチェックインのお支払いになります。そのほかのご利用代金は、チェックアウト時にフロントでお支払いください。また、ご滞在中でも料金の精算をお願いする場合がございます。

ございます。その都度お支払いをお願いいたします。

10. 当ホテルはお客様の不注意によって発生した紛失及び盗難などにつきまして、第 16 条で定められた場合を除いてホテルでは一切の責任を負いかねます。現金並びに貴重品等は客室のセーフティボックスをご利用になるか、フロントにお預けください。
11. ホテル外からの飲食類のご注文をホテルスタッフを通して行うことは出来ません。また、ご自身での注文された品はロビーで直接の受け渡しをお願いします。
12. ホテル内の諸設備及び備品(以下ホテルの所有資産を通称して「ホテル資産」)はホテルの外へ持ち出さないでください。
13. ホテル資産の破損やホテル物品の搬出が確認された場合、お客様のチェックアウト後でも破損、物品搬出に対する損害賠償(物品変換費用やその他の費用を含む)を請求いたします。
14. 未成年の方のご宿泊にはホテルが必要とする書類の提出が必須となります。
15. 私共は多くて(最大で)も、3 昼夜の清掃不要希望をお受けするものとします。3 昼夜を越えた場合は当ホテルはこの内容をお客様に事前に告知して室の衛生維持管理のため清掃を行うものとします。

第 1 条 (約款の適用)

当ホテルが締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、本約款が定めるところによるものとし、約款に規定されていない事項については法令または慣習によるものとします。

1. 当ホテルは、クレジットカード予約に関することについては本規定に従うものの、その細部事項はクレジットカード会社とホテル加盟店間の約款に従います。
2. ホテルの規定が現地の法令に違反しなければ、ホテルは別途の特別な措置を履行することがあります。
3. 当ホテルが法令及び規定に反しない範囲の特別規約に従う際には、前項目の規定より特別規約が優先するものとします。

第 2 条 (宿泊拒否の場合)

ホテルは、下記に明示された場合によって宿泊をお断りすることがあります。

1. 宿泊の申込がこの約款によらない場合
2. 満室によって客室の余裕がない場合

3. 宿泊しようとするお客様が宿泊に関する法令または公序良俗に反する行為をするおそれがあると合理的に認められる場合
4. お客様が泥酔した場合などで他のお客様に著しく迷惑をかけるおそれがあると認められる場合、及びお客様が他のお客様に迷惑を及ぼす言動をした場合
5. 宿泊しようとするお客様が伝染病者であると明らかに認められる場合
6. 宿泊しようとするお客様が不必要な補償を要求する場合
7. ペット又は危険薬物或いは武器などを所持していると認められる場合
8. 天災地変、施設の故障など、やむを得ない理由で宿泊に応じることができない場合
9. 大韓民国の法令が規定するところにより宿泊できないと合理的に認められる場合
10. 労働力の不安や他の緊急状況によってホテルの運営を中断した場合
11. 宿泊しようとする者が予約した部屋又は当ホテル内において、「物品の販売等を行う」など自己又は第三者の利益を図る目的を秘して申し込みをされた場合
12. 悪臭を発する物、常識的な量を超える物品、その他、他の宿泊客の安全性を脅かす物件と認められるものを所持する場合

第3条（氏名等の明示）

1. 当ホテルは、宿泊に先立ち、宿泊の申込を受けた場合、期限を定めて宿泊予約申込者に対して次の事項などの明示を要求することがあります。
 - 1) 宿泊されるお客様の氏名、性別、国籍、年齢、職業
 - 2) 宿泊日及び到着予定時間
 - 3) その他当ホテルで必要であると認められる事項
2. お客様が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超過して引き続き宿泊を希望する場合、当ホテルは延長申込が行われた時点で新たな宿泊契約の申込として処理します。

第4条（予約金）

1. 当ホテルは、予約金またはクレジットカードで保証した場合のみ予約を保証します。
2. 当ホテルは、予約解除の際、第5条で定めた内容に従って料金を請求し、残額がある場合には返金いたします。
3. クレジットカードで予約解除金を請求する場合には、ホテル担当者、クレジットカード番号、日付及び金額などの内容をお客様にお知らせします。
4. すべての予約金を当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。但し、予約金の支払い期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。又、以下の場合はこれに限られません。
 - 1) 当日、自動チェックイン機を利用するお客様
 - 2) ホテルオーナーもしくはホテル従業員

第5条（予約の取消）

1. 当ホテルは、宿泊予約申込者が取り消しを申し込まれた場合、下記の規定に従って取り消しさせていただきます。但し1泊あたり10室を超える団体予約については別途第4項に定めるとおりといたします。
 - 1) 宿泊日の2日前に取り消す場合：取消手数料なし
 - 2) 宿泊前日と宿泊当日に取り消す場合：初日の宿泊1泊料金を賦課
 - 3) お客様が連絡なく宿泊しない場合や現れない場合：初日の宿泊1泊料金を賦課
 - 4) 天災地変時：取消手数料なし
2. 上記取消規定は、ホテルの契約またはプロモーションにより基準が変わることがあるので、予約する際に取消規定を必ず確認してください。
3. 宿泊する間、日程を減らす場合も予約取消とみなされるので、第5条1項を適用し、事前にホテルに正確な宿泊日程をお知らせください。
4. 10室を超える団体については予約受注後に送付する予約受注確認書に記載された違約金規定を適用いたします。

第6条（予約の解除）

1. 当ホテルは、別途に定めるところを除いて、次の場合には宿泊予約を取り消すことがあります。
 - 1) 第2条第1項から第12項までに該当すると認められる場合
 - 2) 当ホテルが定める期限内に予約金を支払わない場合
 - 3) お客様に第3条事項の明示を要求したが明示しない場合
 - 4) 館内での喫煙、消防用設備などのいたずら、その他当ホテルが定めた利用規約の禁止事項を準行しない場合
2. 当ホテルは、前項の規定によって宿泊予約を取り消した場合、違約金を除いた予約金を返金いたします。宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第7条（宿泊の登録）

1. 宿泊されるお客様は、宿泊当日、当ホテルのフロントで次の事項を登録していただきます。
 - 1) 第3条第1項の事項
 - 2) 外国人に対しては旅券番号、入国年月日
 - 3) 韓国人に対しては住民登録番号(生年月日6桁)
 - 4) 住所地、生年月日
 - 5) 出発日及び出発予定時刻

6) その他ホテルで必要であると認められる事項

2. お客様が第 11 条規定の料金の支払いを宿泊券、クレジットカードなど現金に代わる方法で行う場合は、事前に宿泊項目の登録時に支払方法を提示します。

第 8 条 (チェックイン時間)

1. チェックイン可能時間は 15:00 時以降です。
2. 客室の保証としてクレジットカードあるいは全宿泊金額の 1.5 倍の現金を預り金として要請することがあります。

第 9 条 (チェックアウト時間)

1. チェックアウト時間は、12:00 時です。
2. チェックアウト時間が 12:00 を超えた場合は 15:00 時までは、1 泊料金の半額が請求されます。
3. チェックアウト時間が 15:00 時を超過した場合には、1 泊料金全額が請求されます。

第 10 条 (運営時間)

ホテルの運営時間は、予告なく一時的に変更することがあります。

第 11 条 (料金の支払い)

1. 料金の支払いは当ホテルで認める支払い方法によりチェックイン時、或いは宿泊前日までお支払いください。但し、個人の小切手は取り扱いません。
2. 宿泊料金は、1 室宿泊基準であり、ホテルが定めた人数を超える場合、追加料金が発生する場合があります。
3. 当ホテルがお客様に客室を提供して使用できるようにした後、お客様が任意に宿泊しない場合でも宿泊料金は賦課されます。

第 12 条 (利用規定の遵守)

宿泊されるお客様は、当ホテル内では当ホテルが提示した利用規定を遵守していただきます。

第 13 条 (宿泊継続の拒否)

当ホテルは、お客様を受け入れた宿泊期間中でも次のような場合には、宿泊をお断りすることがあります。

1. 第2条第1項から第12項までに該当すると認められる場合
2. 契約の条項に違反した場合

第14条（宿泊客の責任）

1. お客様は、チェックインした瞬間からホテルのすべての指針を遵守し、退室時には持ち物を全て持ってチェックアウトしてください。
2. お客様が当ホテルの利用規則を遵守しないために起こった事故に関しては、当ホテルは故意または重大な過失が存在しない限り責任を負いません。

第15条（客室キーの受け渡し及び返却）

1. お客様は、チェックイン登録時にキオスク或いはフロントデスクでカードキーを受け取り、チェックアウトの際には追加料金の支払いと共にキオスク又はフロントにカードキーを返却してください。
2. お客様は、チェックイン登録後にホテルのカードキーを紛失した場合には、直ちにフロントに紛失を届け出てください。
3. お客様がカードキーを所持したままチェックアウトした場合には、直ちに郵便またはその他の方法で速やかにホテルにご返却ください。

第16条（委託物などの取り扱い）

1. お客様がフロントに預けた物または現金(フロント職員が確認した現金に限る)に該当する貴重品については、預ける際にリストを作成して損失、毀損などの損害が発生した場合、ホテル側で作成されたリストの品目に基づいて故意及び過失がある場合にのみ損害賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは50万ウォンを限度としてその損害を賠償します。
2. お客様が当ホテル内に所持する物または現金(フロント職員が確認した現金に限る)に該当する貴重品のうち、フロントに預けなかった物について、当ホテルの故意または過失による損失、毀損などの損害が発生した場合にのみ損害賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは50万ウォンを限度としてその損害を賠償します。
3. 美術品、骨董品などの品物はお預かりできません。

第 17 条（お客様の手荷物または携帯品の保管）

1. お客様の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合には、その到着前に当ホテルが許可した場合に限って責任をもって保管し、お客様がフロントでチェックインする際にお渡しします。
2. お客様がチェックアウトしたのち、お客様の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられている場合において、お客様からご連絡あった場合には当ホテルは物品取り扱いの指示を要求します。但し、所有者の指示がない場合、または所有者が判明しない場合には、発券日を含めて3か月間保管した後、廃棄処理します。但し、衛生環境を損なう飲食物は即日処分します。

第 18 条（駐車場の責任）

お客様が当ホテルの駐車場を利用する場合、当ホテルは場所を貸与するものとし、当ホテルは駐車中の車の破損、毀損などに関連して故意又は重大な過失が存在しない限り責任を負いません。

第 19 条（お客様の責任）

1. お客様の故意または過失によって当ホテルに損害があった場合には、そのお客様にホテルに対して損害賠償の責任を負っていただきます。
2. お客様が当ホテルの利用規則を遵守しないために起こった事故に関しては、当ホテルは故意または重大な過失が存在しない限り責任を負いません。

第 20 条（当ホテルの責任）

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルの宿泊に関する責任は宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行った時に始まり、宿泊者が出発するために客室をあけた時に終わります。

第 21 条（契約した客室の提供ができないときの取り扱い）

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとし、
2. 当ホテルは、前頁の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が

提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 22 条（準拠法と管轄裁判所）

本約款は、大韓民国の法律を準拠法としてそれに応じて解釈、執行され、本約款に関連して紛争が発生した場合、その管轄裁判所は、ホテルが所在する地域の管轄地方裁判所とします。

第 23 条（本約款等の変更）

1. 本約款等の内容は、予告なく変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。最新の約款などに関する情報は、公式サイト上にて公表しておりますのでご確認ください。
2. 変更された本約款等の内容について、変更後にお客様が当ホテルを利用した場合には、当該お客様は変更された内容に同意したものとみなします。
3. 前項にかかわらず、本約款等の変更前に成立した宿泊契約については、変更前の規定が適用されるものとします。